



平成 24 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク
イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン
代 表 者 名 代表取締役社長 小 出 齊
(コード番号：3658 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役管理部長 磯 江 英 子
(TEL. 03-6272-9244)

従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条ならびに第 240 条の規定に基づき、当社の従業員に対するストックオプションとして下記の要領で新株予約権を発行することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

株主価値と対象者の利益とを一致させることにより、業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的とし、インセンティブ報酬として以下の 2. に記載の新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,400 株を上限とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

14 個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）に東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（終値のない日を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）、また、割当日の終値（割当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新規発行又は} & & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額又は} \\ & & \text{既発行} & + & & & \text{処分額} \\ & & \text{株式数} & & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \\ & & & & \text{1株当たりの時価} & & \\ & & & & \text{既発行株式数+新規発行又は処分株式数} & & \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & 1 & & \\ & & & & \text{分割・併合の比率} & & \\ \text{調整後行使価額} & = & \text{調整前行使価額} & \times & & & \end{array}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使期間

平成27年5月26日から平成34年4月25日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- b. 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の従業員であることを要する。ただし、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- c. その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(7) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- a. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- b. 新株予約権者が当社又は当社の子会社の従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡については、原則、認めない。ただし、特段の事情に限り、当社取締役会の承認をもって可能とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 a. 記載の資本金等増加限度額から上記 a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合の取扱い
当該端数は切捨てとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(13) 新株予約権の割当日

平成24年5月25日

(14) 新株予約権の割当て対象者

当社従業員 10 名を上限とする。

(15) その他

上記に定めるもの以外の事項については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により定めるものとする。

以 上